

1. 開催日時 令和6年3月11日(月)

開会時刻: 9時57分 閉会時刻: 10時46分

2. 早島町役場 2階第一会議室

3. 出席委員

1 番 増田 利之

2 番 安原 輝夫

3 番 佐藤 周二

4 番 林 正

5 番 栗坂 一郎

6 番 眞鍋 和崇

7 番 佐藤 一義

8 番 日笠 太(職務代理)

9 番 原 勝

推進委員 水畑 徳子

推進委員 齊藤 啓子

4. 欠席委員

10 番 澤田 晃始(会長)

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第 7 号 基盤強化法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 9 号 令和6年度最適化活動の目標の設定等案について

議案第10号 早島町農業委員会委員の辞任に係る意見について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治

書記 上化田 圭一

書記 杉本 和也

書記 廣畑 卓也

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和6年第3回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は澤田会長が欠席となっておりますので、早島町農業委員会会議規則第16条に基づき、以降の議事進行につきましては日笠職務代理によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、9番の原 勝委員、1番の増田 利之委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第7号 基盤強化法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書2ページをご覧ください。番号1について、農地の所在は前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,278㎡、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,346㎡で合計2筆、2,624㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は岡山市南区箕島●●●番地にお住いの●● ●●さんです。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 安原 輝夫委員からよろ

しく願います。

2 番（安原 輝夫君）

3 月 7 日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●●の南東です。●●さんが何年も耕作しており、別段問題はないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 7 号・番号 1 については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 7 号・番号 1 は承認されました。続いて番号 2 を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 4 ページから 5 ページをご覧ください。番号 2 から 8 については近接地の案件でありますので併せてご説明します。

まず番号 2 について、農地の所在は前潟字五ノ割●●●番●外 3 筆、地目が田で合計 4 筆、6, 9 7 7 m<sup>2</sup>です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までです。位置図は 6 ページです。

続いて番号 3 について、農地の所在は前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が 1, 5 8 9 m<sup>2</sup>です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟

●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は6ページです。

続いて番号4について、農地の所在は前潟字八ノ割●●●番●、地目が田、面積が2,771㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は6ページです。

続いて番号5について、議案書7ページをご覧ください。農地の所在は前潟字久々原●●●番外●筆、地目が田で合計5筆、7,326㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟876番地にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は9ページです。

続いて番号6について、農地の所在は前潟字三軒地●●●●番●、地目が田、面積が1,102㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は9ページです。

続いて番号7について、議案書8ページをご覧ください。農地の所在は前潟字久々原●●●番●外2筆、地目が田で合計3筆、4,572㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は9ページです。

続いて番号8について、農地の所在は前潟字三軒地●●●●番●、地目が田、面積が1,783㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町矢尾●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までです。位置図は9ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 栗坂 一郎委員からよろしくをお願いします。

5 番（栗坂 一郎君）

番号2は●●●●●を渡ったあたり、番号3は●●のすぐ南側、●●●●●の東隣になります。番号4は●●●の南側、番号5は●●●●●の北側、●●●●●●●●●の周辺です。番号6は●●●●●●●●●の川を渡った東手の土手下あたりの場所です。番号7と8も●●●●●●●●●の近くです。私が確認したのは番号8までです。3月7日に各地区を回り、すでに荒起こしもしてあり問題はないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

4 番（林 正君）

なんで急遽利用権に変更したのか。作付の計画書には今まで載せてなかったと思う、ずっと作っていたのだから。なんで全部一気に載せたのか。

事務局（廣畑 卓也君）

これまで●● ●●さんがされていた耕作地だったというのは皆さんもご存じの通りと思いますが、この度こちらは農協が作業受委託として管理されていましたが、●●さんの方から中間管理機構を介した利用権に切り替えたいという相談があったので切り替え手続きをしたというのが今回の申請経緯です。

4 番（林 正君）

切り替えた理由が知りたい。

事務局（廣畑 卓也君）

詳しくは聞いていないが、農協は契約の切れ目が曖昧だったという理由ではないかと思います。中間管理機構の貸付ならば3年、5年という区切りがあって、双方に更新するかどうかの意向調査があって、更新となりますのでそうしたいと思ったのではないかと思います。

4 番（林 正君）

役場が仲介する利用権設定はもうできなくなるのか。

事務局（廣畑 卓也君）

中間管理機構による貸し付けに一本化されるのが、令和7年度からになります。それ以降も窓口は役場になることは変わりません。耕作者にとっては現状

と変わらないままの制度とさせていただければと思います。

議長（日笠 太君）

中間管理機構でなければいけないのか。農協ではいけないのか。

4 番（林 正君）

農協は作業の委託だけで、請負がない。全部を借りるのではなく、稲刈りだけなど作業の委託です。一部の作業だけを受けるのは作業委託でいいのだが、作業委託だったら畦の管理は持ち主がしないといけませんがしないので、それなら利用権にした方がいいということになってくる。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 7 号・番号 2 から 8 については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 7 号・番号 2 から 8 は承認されました。続いて番号 9 を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 10 ページをご覧ください。番号 9 から 11 については近接地の案件でありますので併せてご説明します。

まず番号 9 について、農地の所在は早島字関当●●●●番●、地目が田、面積が 2, 026 m<sup>2</sup>、早島字中新田●●●●番●、地目が田、面積が 1, 040 m<sup>2</sup>で合計 2 筆、3, 066 m<sup>2</sup>です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。位置図は 11 ページです。

続いて番号 10 について、農地の所在は早島字西野田●●●●番、地目が田、面積が 1, 204 m<sup>2</sup>、早島字関当●●●●番●、地目が田、面積が 2, 024

m<sup>2</sup>で合計2筆、3, 228 m<sup>2</sup>です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は11ページです。

続いて番号11について、農地の所在は早島字田中城●●●●番●、地目が田、面積が895 m<sup>2</sup>、早島字田中城●●●●番●、地目が田、面積が50 m<sup>2</sup>で合計2筆、945 m<sup>2</sup>です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は11ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 佐藤 一義委員からよろしくをお願いします。

7番（佐藤 一義君）

3月7日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●●●●●と●●●●の周りにだいたい固まっています。この申請も新たに中間管理機構による貸付になります。いずれも毎年耕作されているので問題ないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第7号・番号9から11については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第7号・番号9から11は承認されました。続いて番号12を議題といたします。なお、本案件について、5番 栗坂 一郎委員は利害関係人でありますので、栗坂委員には一時退室を求めます。

【栗坂委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書12ページをご覧ください。番号12について、農地の所在は前潟字久々原●●●番●外2筆、地目が田で合計3筆、3,067㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。位置図は9ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

3月6日に現地確認を行いました。場所は9ページの位置図をご覧ください。よく管理されているので問題はありません。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第7号・番号12については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（目等 太君）

ないようでありますので、議案第7号・番号12は承認されました。ここで栗坂委員の入室を認めます。

【栗坂委員入室】

議長（目笠 太君）

続きまして、日程２の議案第８号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 13 ページをご覧ください。番号 1 と 2 については近接地の案件でありますので併せてご説明します。

[illegible][illegible]

は14ページです。なお、本申請は別申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番 増田 利之委員からよろしくをお願いします。

1番（増田 利之君）

3月7日に現地確認を行いました。場所は、●●●と●●●●●●の谷間で、50戸連たんで開発されている区域内になります。今回の申請について雨水下水はともに●●●道路側手になり、近隣農地への影響はないと思います。50戸連たん制度は今月末で廃止となります。あと20日ほどの間には残りの駆け込み申請があるのではないかとと思われるが、残りの区画が中途半端な形にならないように指導をお願いしたいと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6番（眞鍋 和崇君）

残っているところについて申請はないのか。

事務局（廣畑 卓也君）

こちらの3区画については現時点で開発の事前の申請書が提出されておりまして、買い手がついております。残る3区画についても転用が見込まれております。

6番（眞鍋 和崇君）

この西側の細長い、新たに転用されている●●●●●●の隣の白いところはどうか。

事務局（廣畑 卓也君）

この区画については現時点で事前協議も何もありませんので農地として残ります。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

7 番（佐藤 一義君）

残っているところの進入路はあるのですか。

事務局（廣畑 卓也君）

これらの進入路ですが確保されております。というのも転用されてはいるが、所有権は移っておらず、この農地所有者の所有権のまま使用貸借権を設定している土地がございます。農業委員会の案件には上がってこないが、残地の転用申請者に所有権移転する形でその方の進入路を確保するようになっています。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 8 号・番号 1 と 2 については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 8 号・番号 1 と 2 は許可相当と決定されました。

続きまして、日程 3 の議案第 9 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等案についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 15 ページから 17 ページをご覧ください。令和 6 年度最適化活動の目標の設定案を事務局にて作成しました。農業委員会に関する法律第 37 条により、農業委員会の事務の実施状況について公表しなければならないと規定されていることから、公表するにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。加筆・修正点についてご審議いただければと思います。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番（眞鍋 和崇君）

17ページのその他の活動目標を去年、国、岡山県に対しというところ、入れて下さっています。それ自体は目標として持つていく必要があると思っているが、本年農業振興地域の整備計画の見直しを行うということで、佐藤周二委員が農業委員会を代表してくださることになっております。農業委員会として人を送り出しているのだから、そういうことについて記載したほうがいいのかではないかと思うが、いかがですか。

事務局（廣畑 卓也君）

その他の活動目標のところに農業振興地域整備計画の見直しについての提言を行っていくといった文言を入れるということでしょうか。

6 番（眞鍋 和崇君）

そうです。もちろん農業振興にあたって最適化活動を横に置いて議論することはできないと思うので。

事務局（廣畑 卓也君）

わかりました。では文章を考えさせていただきまして、来月の委員会で作成したものをもう一度見ていただいて、決定したいと思うがよろしいでしょうか。文言については検討して、皆さんにもご覧いただきたいと思います。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第9号については保留としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第9号については保留と決定されました。

続きまして、日程4の議案第10号 早島町農業委員会委員の辞任に係る意見についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 18 ページから 19 ページをご覧ください。令和 6 年 2 月 19 日付けで、澤田会長より辞任願が早島町長に対して提出されました。農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されていることから、この規定に基づき、町長から農業委員会の同意を求めるものとなっております。また、町長の同意につきましては、農業委員会での同意が得られましたならば、本総会終了後に農業委員会より文書で報告し、町長から同意書をいただく予定となっております。以上、御同意くださるようお願いいたします。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

7 番（佐藤 一義君）

参考に聞きたいのだが、正当な事由というのは健康上の問題ですか。そういうことでよろしいですか。

事務局（廣畑 卓也君）

病気により業務をすることができなくなってしまう等が該当すると思います。他市町村の状況を見ますと、例えば免許を返納してしまつて委員会への出席が難しくなったという事例もありました。今回は皆さんもご存知の事と思いますが、やむを得ないという判断が妥当ではないかと考えております。

議長（日笠 太君）

本人は手術をして戻ってくるつもりだったが、もう一回しないといけないということで今に至っています。あまり詳しいことは言わないが、そういうことです。

7 番（佐藤 一義君）

そういう場合に医師の診断書を出せというようなことはないのか。

事務局（廣畑 卓也君）

そういった提出書類の規定はありません。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第10号については同意したいと思います。いかがでしょうか。

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第10号については同意することに決定されました。

議案第10号が同意されましたので、農業委員会会長が不在となりました。よって、新たな会長を決める互選会を本委員会終了後に開催したいと思います。これに異議はございませんか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

異議ないようでありますので、本委員会終了後に互選会を開催することといたします。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

3点ご連絡いたします。まず次回の農業委員会についてです。議案書20ページをご覧ください。次回の農業委員会は4月11日、木曜日、10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

2点目ですが、早島農業振興地域整備計画見直しに係る地元説明会についてです。早島町では農業振興地域整備計画改定業務に着手しております。この度、農用地区域内の農地所有者様及び耕作者様を対象とした説明会を開催する運びとなり、御案内文を対象となる方々に郵送いたしました。

説明会の内容といたしましては、農業振興地域整備計画策定後の事業実績及び今後の事業予定をご説明したうえで、この度の見直しに必要となる農家アンケート調査へのご協力をお願いするものとなっております。開催日ですが、3

月 21 日の木曜日、3 月 24 日の日曜日のそれぞれ午前 10 時からを予定しております。会場はゆるびの舎 2 階の研修室です。どちらの日程でも同じ内容をご説明いたしますので、どちらかご都合が良い日にご出席ください。

3 点目ですが、建設農林課長の安原の方から早島町役場内の組織体制の変更についてご報告がございます。

建設農林課長（安原 隆治君）

令和 6 年 4 月 1 日より役場の機構改革がなされます。それにより今建設農林課で農業委員会を所管させていただいておりますが、新しく産業課ができることとなり、産業課の方で農業委員会の事務を引き継ぐということになっております。どうぞよろしくお願い致します。今回の機構改革でございますが、機能的で効率的な組織として町民にわかりやすくして行こうという町長の考えのもとなされたものでございます。令和 6 年度からは産業課の方で農業委員会をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和 6 年第 3 回早島町農業委員会を閉会いたします。